

■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」『時の法令』793号（1972年8月3日）
 （筆者注：内閣法制局の行う）法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであって、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

しかし、「内閣法制局長官の役割は、政府における法の支配を、我々立法府が作った内閣法制局設置法によって守るためですよ。あなたを任命した内閣を三百代言を弄して守るのがあなたの使命ではない」（平成27年4月7日 参外交防衛委員会 小西洋之）のであって、実際上も、内閣法制局長官という日本最強の法律の専門家が確信犯で答弁拒否を連発するのであれば、我々国会議員の安保法制への追及も誠に困難なものとなります。安倍総理という権力者の下で、議会政治がこうした異常な事態にあることを国民の皆さまにご存じいただく必要があります。

（2）参議院憲法審査会附帯決議に違反して強行された 7.1 閣議決定

さて、7.1 閣議決定に向かう政治状況の中で、その三週間前の6月11日には、参議院の憲法審査会において、憲法改正の手続き法である国民投票法の改正案を可決する際に、「仮に、政府が憲法の解釈を変更する際には、事前に、国会に対してその解釈変更の最終案そのものを提出して、それが論理的整合性や法的安定性を有し過去の国会での議論と矛盾しないものであるのかなどを定めた「憲法解釈の原則」というルール（※後述します）に適合しているかについて、十分な審議を受けなければならない」という内容の附帯決議が成立しています。（<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/>）

これは、目前に迫っていた解釈改憲を阻止するために、参院憲法審査会の幹事であった私自身が起草して、上司の野党筆頭幹事の白眞勲参議院議員とともに本来ならば賛成するはずのない与党の賛成も得て——白議員の熟達の技による巧みな駆け引きの力により——可決された、れっきとした国権の最高機関の決議なんですね。

しかし、この附帯決議を完全に無視して、安倍内閣は、一度も解釈変更の最終案、ようするに7.1 閣議決定の最終案文について国会で審議を受けることもなく、それどころか、国会が閉会した後に、内閣だけで解釈変更を強行

しました。

もし、解釈変更の最終案そのものについて、事前に十分な国会審議を受けていれば、憲法学者の皆様は「違憲だ」言われなくとも、国会の力で解釈改憲を阻止できたんですね。昭和47年政府見解の読み替えも、平和主義の法理の切り捨ても、立法事実のでっちあげも、全部事前に国会で徹底的に追及して解釈改憲を阻止できたんです。国民の皆様代表機関である国会の力で、国民の皆さんの憲法を守ることができたんです。

日本は議院内閣制の国ですから、安倍総理よりも国会の方が偉いんです。国会の役割は、安倍内閣を、政府を監督することなんです。その監督のために、国会は60年以上、憲法9条について国会で何度も何度も審議を重ねてきていたのです。論理的な解釈を確立し、それを新しい内閣総理大臣がちゃんと守っているかどうか、それを確認するのが国会議員の国会質問の意義なのです。このことは、安倍内閣も、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。」と政府答弁書（平成26年11月28日）できちんと認めています。それなのに、その国会の監督からわざと逃

改正国民投票法附帯決議 第6項

■2014年6月11日 参議院憲法審査会採決

六、 本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び、政府の憲法解釈の原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

■参予算委員会 平成 27 年 3 月 20 日

○小西洋之君 安倍総理は、閣議決定だけで憲法解釈を変えるのは立憲主義の否定ではないかという質問に対して、いやいや、七月一日以前に七十名の国会議員から質問通告を受けましたというようなことを言っています。そんなものは議院内閣制の内閣に対する国会の監督にはならないんです。我々国会は、例えば法案を審議するときは、法律のイメージなんかでは審議しないんです。法律の条文、一言一句、すなわち、七月一日に安倍総理が強行したこの閣議決定の案文を事前に国会で審議して初めて国会の監督が成り立つんです。だから、私は、これを書いたのは私です、解釈変更の案、この七月一日の閣議決定の案そのものを国会に出して審議しろというふうに決議文で成立をさせたわけでございます。…安倍総理が七月一日に強行した解釈改憲は、議院内閣制を否定し、ひいては、我々国民代表の背後にいらっしゃる、後ろに、我々を選んでくださっている主権者国民を否定するそうした暴挙、蛮行ではないですか。明確に答弁ください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 当然、附帯決議は尊重させていただいていると思います。

○小西洋之君 どこが尊重しているんですか。事前に憲法解釈の変更の案、この閣議決定そのものについて国会で十分な審議を受けろ、その際には変更の適合性について、解釈の原則への適合性についてちゃんと審査を受けろと書いているのに、全く反対しているじゃないですか。矛盾しているじゃないですか。

もう一回聞きます。議院内閣制をじゅうりんし、国民を無視した、主権者国民を無視し、そして主権者国民のものである日本国憲法をじゅうりんしたと正面から認めたらどうですか。どうぞ。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） じゅうりんもいたしておりません。何回も申し上げておりますように、基本的な閣議決定の方向性については何回も国会で御審議をいただいているわけでございます。

○小西洋之君 委員長に申し上げます。国権の最高機関の委員会として、この附帯決議の違反について、しっかりと委員会で審議を行うこと、そしてその内容について国民にしっかりと説明をすることをお約束、検討いただきたいと思います。

○委員長（岸宏一君） 後刻理事会において協議いたします。

【解説】私の、安倍内閣の附帯決議違反の予算委員会審査要求は、与党多数派によって理事会で棚ざらしにされている（7月31日現在）。

れて、しかも、必ず監督を受けなさいと命令した参議院の附帯決議も無視して解釈改憲を強行した。私は、かつて政府にいたのでよく理解していますが、その趣旨が一見にして明白な国会の附帯決議を内閣が真っ正面から破ったのは、戦後の議会政治でこれが初めての「事件」です。

(3) 集団的自衛権行使及び解釈改憲を禁止した参議院本会議決議違反

さらに、私は、その前の5月28日の参議院本会議において、第一章で紹介した「自衛隊の海外出動たる、自衛隊の海外における武力行使、すなわち、集団的自衛権の行使を明確に禁止」した昭和29年参議院本会議決議の「憲法9条の自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であって、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであり、この憲法の明文が拡張解釈される危険を一掃する」という趣旨説明演説を60年ぶりに参院本会議の演壇で読み上げました。

そして、以下のように憲法解釈の変更案（7.1閣議決定の最終案文）の事前の徹底的な国会審議を求めましたが、安倍内閣はこれも完全に無視をして、閣議決定だけで国会閉会中に解釈改憲を強行したのです。（なお、国是の非核三原則も法律ではなく、衆参の国会決議が根拠となっています。）

■参本会議 平成 26 年 5 月 28 日

○小西洋之君 安倍内閣として、この自衛隊の海外における武力行使、すなわち、集団的自衛権の行使はこれを許さない、そして日本国民と日本の民主主義を守るために、そうした内閣による憲法九条の拡張解釈は断じてこれを許さないという参議院の確固たる本会議決議を前にして、それでもなお安倍内閣の閣議決定だけで憲法九条の解釈改憲を強行することが許されるとお考えですか。そのような蛮行は、国権の最高機関である参議院を否定し、議院内閣制を否定し、さらに、山崎正昭議長以下二百四十二名の全参議院議員と、それらを選出した主権者国民を否定する、断じて許されない行為との認識はございませんか。

……憲法九条の解釈の変更案を、集団的自衛権行使の具体的かつ詳細な政策的必要性とともに、衆参の国会に提出して、その新たな解釈の論理的整合性や、これまでの国会論議との整合性について、憲法審査会や特別委員会などの場を含め、まずは徹底的に数百時間以上の審議を受けるべきではないでしょうか。それが自称闘う政治家である安倍内閣総理大臣の取るべき道であり、何よりも、それが国民のために立憲主義を守る内閣の責務であるとは考